

令和元年 12 月 24 日

環境生活部環境保全課

平成 30 年度公共用水域測定結果について（報告）

岩手県、国土交通省及び盛岡市は、水質汚濁防止法に基づき、県内の公共用水域（河川、湖沼、海域）の水質調査を実施しましたので、その結果をお知らせします。

- 生活環境項目のうち、水質汚濁の代表的指標である BOD（河川）及び COD（湖沼及び海域）の環境基準達成率は、99.1%（前年度と同じ）。
- 健康項目の測定を行った 98 地点のうち、1 地点で砒素の環境基準を超過しました。しかしながら、超過地点より下流では環境基準を達成しており、健康影響はありません。

1 岩手県内の測定水域数及び地点数

岩手県内の公共用水域（河川、湖沼及び海域）について、150 水域 241 地点で水質を測定しました。

2 岩手県内の水質調査結果の概要

(1) 生活環境項目^{※1}

- ・水質汚濁の指標（BOD^{※2}、COD^{※3}） : 99.1%（前年度と同じ）
- ・富栄養化の指標（全窒素、全リン） : 78.6%（前年度比-14.3ポイント）
- ・水生生物の保全に係る指標（全亜鉛、トルフェノール、LAS） : 100%（前年度と同じ）

(2) 健康項目^{※4}

1 地点で砒素の環境基準を超過しました。詳細は以下のとおりです。

- ・超過地点 : 和賀川流域小鬼ヶ瀬川 天子森（北上川ダム統管理事務所測定）
- ・項目 : 砒素 0.012mg/L（基準値 0.01mg/L）
- ・原因 : 河床から自噴している温泉及び旅館で使用した温泉排水の影響が原因と推定されます。しかしながら、下流の松倉橋以降では環境基準を達成しており、健康影響はありません。

(3) 要監視項目^{※5}

測定を行った全ての地点について指針値を達成しました。

3 今後の対応

今後も計画的に調査を実施するとともに、関係機関等と連携し、県内の水質の維持を図ります。

【担当：環境調整担当課長 吉田 内線 5356】

※1 生活環境項目

公共用水域に係る環境基準のうち、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準として設定された項目（BOD、COD等13項目）

※2 BOD（生物化学的酸素要求量）

生活環境項目の一つ。河川について水域類型ごとに1 mg/L以下～10mg/L以下の基準値が設定されている。有機物による汚濁のおおよその目安として使われ、水の有機物汚濁が進むほどその値は大きくなる。

※3 COD（化学的酸素要求量）

生活環境項目の一つ。湖沼及び海域について水域類型ごとに1 mg/L以下～8 mg/L以下の基準値が設定されている。BODと同様に、有機物による汚濁のおおよその目安として使われ、水の有機物汚濁が進むほどその値は大きくなる。

※4 健康項目

公共用水域に係る環境基準のうち、人の健康を保護するうえで維持することが望ましい基準として設定された項目（カドミウム、砒素等27項目）

※5 要監視項目

環境における検出状況等からみて、現時点では直ちに環境基準項目にせず、引き続き知見の集積に努めるべきと位置づけられている項目（全マンガネン等31項目）

(1) 生活環境項目

表 1 BOD (COD) の環境基準の達成状況 (県際水域で本県のみで評価ができない水域は除く)

類 型	河 川		湖 沼		海 域		全 水 域	
	当てはめ 水域数	達 成 水域数	当てはめ 水域数	達 成 水域数	当てはめ 水域数	達 成 水域数	当てはめ 水域数	達 成 水域数
AA	29	29	0	0			29	29
A	59	59	8	8	15	14	82	81
B	0	0	0	0	0	0	0	0
C	3	3	0	0	0	0	3	3
計	91	91	8	8	15	14	114	113
達成率	100%		100%		93.3%		99.1%	

※ 海域は大船渡湾 (甲) (大船渡市、A類型) が基準未達成。

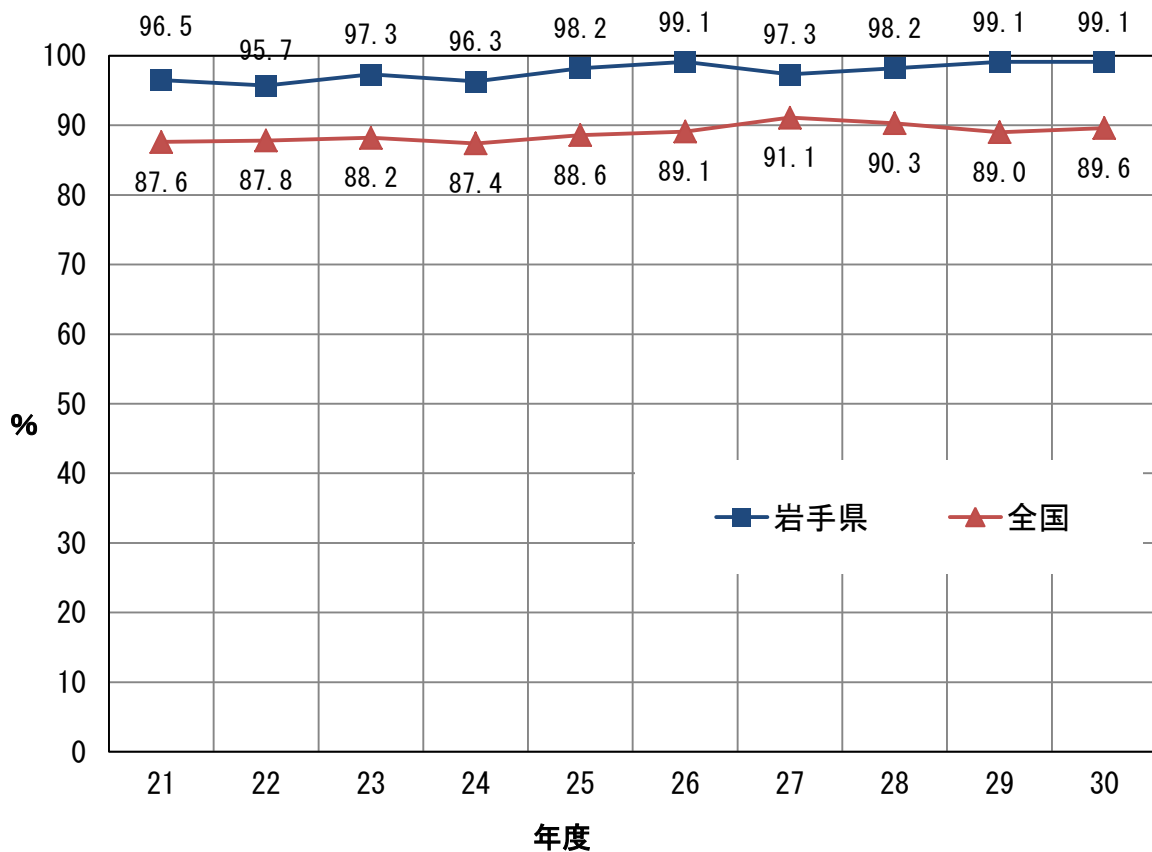


図 1 BOD (COD) の環境基準達成率の推移

表 2 全窒素・全燐の環境基準の達成状況

類 型	湖 沼		海 域		全 水 域	
	当てはめ 水 域 数	達 成 水 域 数	当てはめ 水 域 数	達 成 水 域 数	当てはめ 水 域 数	達 成 水 域 数
I	0	0	0	0	0	0
II	3	0	8	8	11	8
III	3	3	0	0	3	3
計	6	3	8	8	14	11
達成率	50.0%		100%		78.6%	

※ 湖沼は全燐、海域は全窒素・全燐の環境基準達成状況

※ 湖沼は御所ダム貯水池（雫石町、II類型）、入畑ダム貯水池（北上市、II類型）及び豊沢ダム貯水池（花巻市、II類型）が環境基準未達成

表 3 水生生物の生息状況の適応性に関する環境基準（全亜鉛、ノルフェノール、LAS）の達成状況

類 型	河 川		湖 沼		全 水 域	
	当てはめ 水 域 数	達 成 水 域 数	当てはめ 水 域 数	達 成 水 域 数	当てはめ 水 域 数	達 成 水 域 数
生物 A	72	72	8	8	80	80
計	72	72	8	8	80	80
達成率	100%		100%		100%	

(2) 健康項目

表 4 健康項目の調査結果

項 目		平成 29 年度		平成 30 年度	
		調 査 地 点 数	基 準 超 過 地 点 数	調 査 地 点 数	基 準 超 過 地 点 数
カドミウム	工場の下流、鉱床地帯等で測定	48	0	51	0
全シアン	工場の下流等で測定	31	0	30	0
鉛	工場の下流、鉱床地帯等で測定	54	0	54	0
六価クロム	工場の下流等で測定	32	0	34	0
砒素	工場の下流、鉱床地帯等で測定	56	0	56	1
総水銀	工場の下流、鉱床地帯等で測定	41	0	44	0
アルキル水銀	工場の下流等で測定	21	0	24	0
PCB	工場の下流等で測定	22	0	23	0
ジクロロメタン	【有機塩素化合物】 工場の下流等で測定	60	0	58	0
四塩化炭素		59	0	57	0
1,2-ジクロロエタン		59	0	57	0
1,1-ジクロロエチレン		59	0	57	0
シス-1,2-ジクロロエチレン		59	0	57	0
1,1,1-トリクロロエタン		59	0	57	0
1,1,2-トリクロロエタン		59	0	57	0
トリクロロエチレン		59	0	57	0
テトラクロロエチレン		59	0	57	0
1,3-ジクロロプロペン		【農薬】 農業地帯、ゴルフ場の下流で 測定	35	0	36
チウラム	36		0	37	0
シマジン	35		0	36	0
チオベンカルブ	35		0	36	0
ベンゼン	工場の下流等で測定	33	0	33	0
セレン	主要河川で測定	29	0	28	0
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	主要河川で測定	27	0	29	0
ふっ素	工場の下流等で測定	29	0	29	0
ほう素	主要河川で測定	41	0	41	0
1,4-ジオキサン	工場の下流等で測定	22	0	22	0
計		実数 97	実数 0	実数 98	実数 1

(3) 要監視項目

表 5 公共用水域における要監視項目の調査結果

項 目		調 査 地 点 数	検 出 地 点 数	指 針 値 超 過 地 点 数	
クロロホルム	有機塩素化合物 工場の下流等で測定	12	0	0	
トランス-1,2-ジクロロエチレン		11	0	0	
1,2-ジクロロプロパン		11	0	0	
p-ジクロロベンゼン		11	0	0	
イソキサチオン	農業地帯、ゴルフ場の下 流で測定	13	0	0	
ダイアジノン		13	0	0	
フェニトロチオン		13	0	0	
イソプロチオラン		14	1	0	
オキシシン銅		13	0	0	
クロロタロニル		13	0	0	
プロピザミド		13	0	0	
E P N		13	0	0	
ジクロルボス		13	0	0	
フェノブカルブ		13	0	0	
イプロベンホス		13	0	0	
クロルニトロフェン		13	0	-	
トルエン		工場の下流等で測定	3	0	0
キシレン		工場の下流等で測定	4	0	0
フタル酸ジエチルヘキシル	主要河川で測定	3	0	0	
ニッケル	工場の下流等で測定	12	4	-	
モリブデン	主要河川で測定	6	0	0	
アンチモン	主要河川で測定	8	0	0	
塩化ビニルモノマー	工場の下流等で測定	5	0	0	
エピクロロヒドリン	工場の下流等で測定	5	0	0	
全マンガン	工場の下流等で測定	14	11	0	
ウラン	工場の下流等で測定	4	0	0	
フェノール	工場の下流等で測定	5	0	0	
ホルムアルデヒド	工場の下流等で測定	7	0	0	
4-t-オクチルフェノール	工場の下流等で測定	3	0	0	
アニリン	工場の下流等で測定	3	0	0	
2,4-ジクロロフェノール	工場の下流等で測定	3	0	0	